

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 6 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(豊橋市教育委員会公告式規則の一部改正)

第 1 条 豊橋市教育委員会公告式規則 (昭和27年豊橋市教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) <u>第 15条第 2 項</u> の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。	(趣旨) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) <u>第 14条第 2 項</u> の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。

(豊橋市教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 豊橋市教育委員会公印規則 (昭和27年豊橋市教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公印の種類) 第 2 条 公印は、次のとおりとする。 (1) (略)	(公印の種類) 第 2 条 公印は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>豊橋市教育委員会委員長印</u>

(2)～(6) (略)	(3) 豊橋市教育委員会委員長職務代理者印 (4)～(8) (略)
-------------	--------------------------------------

改正後					
別表（第3条関係）					
公印の名称	形状	寸法	書体	個数	使用区分
(略)					
豊橋市教育委員会印	正方形	1.5センチ	れい書古 印体	1	就学援助事務 専用（印影専 用）
(略)					

改正前					
別表（第3条関係）					
公印の名称	形状	寸法	書体	個数	使用区分
(略)					
豊橋市教育委員会印	正方形	1.5センチ	れい書古 印体	1	就学援助事務 専用（印影専 用）
豊橋市教育委員会委員長印	正方形	2.3センチ	れい書古 印体	1	一般公文書
豊橋市教育委員会委員長職務代理者印	正方形	2.3センチ	れい書古 印体	1	一般公文書
(略)					

（豊橋市教育委員会会議規則の一部改正）

第3条 豊橋市教育委員会会議規則（平成8年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 <u>削除（第2条・第3条）</u></p> <p>第3章 会議（第4条—第21条）</p> <p>第4章 会議録（第22条—第23条の2）</p> <p>第5章 傍聴（第24条—第28条）</p> <p>第6章 雑則（第29条・第30条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条</u>の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2章 <u>削除</u></p> <p>第2条及び第3条 <u>削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 <u>委員長及び委員長職務代理者の選出方法（第2条・第3条）</u></p> <p>第3章 会議（第4条—第21条）</p> <p>第4章 会議録（第22条・第23条）</p> <p>第5章 傍聴（第24条—第28条）</p> <p>第6章 雑則（第29条・第30条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条</u>の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2章 <u>委員長及び委員長職務代理者の選出方法</u></p> <p><u>（委員長の選挙等）</u></p> <p>第2条 <u>委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、最多数を得た者が2人以上あるときは、くじで当選者を定める。</u></p> <p>2 <u>前項の選挙について、委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において</u></p>

(定例会及び臨時会)

第4条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は1日とする。ただし、出席者の過半数が必要があると認めるときは、会期を延長することができる。

2・3 (略)

4 委員2人以上から、会議にこれを付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、教育長は、これを招集しなければならない。

(会議の招集)

第6条 (略)

2 教育長は、会議の招集を行った場合には、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示する。

3 (略)

(参集)

第7条 (略)

2 委員は招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第8条 開会及び閉会は、教育長が宣告

は、被指名人を当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選者とする。

(委員長職務代理者の指定)

第3条 前条の規定は、委員長職務代理者の指定について準用する。

(定例会及び臨時会)

第4条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は1日とする。ただし、出席委員の過半数が必要があると認めるときは、会期を延長することができる。

2・3 (略)

4 委員2人以上から、会議にこれを付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(会議の招集)

第6条 (略)

2 委員長は、会議の招集を行った場合には、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示する。

3 (略)

(参集)

第7条 (略)

2 委員は招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第8条 開会及び閉会は、委員長が宣告

する。

(議事日程)

第9条 教育長は、議事日程を作成し、議案、報告書、請願書及び陳情書を添え、開会の日前3日までに、委員に送付しなければならない。ただし、急施を要するとき、又はその他教育長が認めたときは、これを省略することができる。

2 (略)

(発議)

第10条 委員が議案を提出しようとするときは、その案を備え理由を付け、賛成者があるときは、連署して教育長に提出しなければならない。

(議題の宣告)

第15条 教育長は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。

2 教育長が必要と認めたときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(発言)

第16条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

3 (略)

(採決)

第17条 教育長は、議題について討論が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

する。

(議事日程)

第9条 委員長は、議事日程を作成し、議案、報告書、請願書及び陳情書を添え、開会の日前3日までに、委員に送付しなければならない。ただし、急施を要するとき又はその他委員長が認めたときは、これを省略することができる。

2 (略)

(発議)

第10条 委員が議案を提出しようとするときは、その案を備え理由を付け、賛成者があるときは、連署して委員長に提出しなければならない。

(議題の宣告)

第15条 委員長は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。

2 委員長が必要と認めたときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(発言)

第16条 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

3 (略)

(採決)

第17条 委員長は、議題について討論が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 教育長は、採決しようとするときは、これを宣告する。

3 教育長が採決を宣告した後は、何人も、議題について発言することができない。

(不在委員等)

第18条 (略)

2 採決を宣告するとき、出席者は必ず採決の数に加わらなければならない。

3 出席者は、自己の表決について更正を求め、又は条件を付すことはできない。

(採決の方法)

第19条 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とする。ただし、教育長は、議題に対する異議の有無を諮り異議がないときは、直ちに可決の旨を宣告することができる。

2 前項の投票は、教育長の定める投票用紙を用いてこれを行う。

(採決結果の宣告)

第21条 教育長は、採決の結果を宣告しなければならない。

(会議録の記載事項)

第22条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) (略)

(2) 出席者及び説明のため出席した職員の職氏名

(3) (略)

2 委員長は、採決しようとするときは、これを宣告する。

3 委員長が採決を宣告した後は、何人も、議題について発言することができない。

(不在委員等)

第18条 (略)

2 採決を宣告するとき、議場にいる委員は必ず採決の数に加わらなければならない。

3 委員は、自己の表決について更正を求め、又は条件を付すことはできない。

(採決の方法)

第19条 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とする。ただし、委員長は、議題に対する異議の有無を諮り異議がないときは、直ちに可決の旨を宣告することができる。

2 前項の投票は、委員長の定める投票用紙を用いてこれを行う。

(採決結果の宣告)

第21条 委員長は、採決の結果を宣告しなければならない。

(会議録の記載事項)

第22条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) (略)

(2) 出席した委員及び説明のため出席した職員の職氏名

(3) (略)

(4) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

2 秘密会の議事及び教育長が取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。

(会議録の署名)

第23条 会議録に署名する委員は2人とし、会議の始めにおいて教育長が会議に諮り、これを定める。

(会議録の公表等)

第23条の2 教育長は、会議録を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供し、及びインターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

(傍聴できない者)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

(1)・(2) (略)

(3) その他教育長が職務執行上支障があると認めた者

(違反に対する措置)

第27条 教育長は、傍聴人が係員の指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(請願及び陳情)

第29条 委員会に対する請願及び陳情は、文書によりその要旨、提出年月日並びに提出する者の住所及び氏名を記載し、押印のうえ、教育長に提出しなければならない。

2 請願が提出されたときは、教育長は、これを会議に付してその採否を決

(4) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

2 秘密会の議事及び委員長が取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。

(会議録の署名)

第23条 会議録に署名する委員は2人とし、会議の始めにおいて委員長が会議に諮り、これを定める。

(傍聴できない者)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

(1)・(2) (略)

(3) その他委員長が職務執行上支障があると認めた者

(違反に対する措置)

第27条 傍聴人が係員の指示に従わないときは、委員長は退場させることができる。

(請願及び陳情)

第29条 委員会に対する請願及び陳情は、文書によりその要旨、提出年月日並びに提出する者の住所及び氏名を記載し、押印のうえ、教育長を通じて委員長に提出しなければならない。

2 請願が提出されたときは、委員長は、これを会議に付してその採否を決

<p>めなければならない。</p> <p>(会議の運営に関し必要な事項)</p> <p>第30条 この規則に定めるもののほか、 会議の運営に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>2 この規則の疑義は、<u>教育長</u>が会議に諮って、これを定める。</p>	<p>めなければならない。</p> <p>(会議の運営に関し必要な事項)</p> <p>第30条 この規則に定めるもののほか、 会議の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>2 この規則の疑義は、<u>委員長</u>が会議に諮って、これを定める。</p>
--	--

(教育長委任規則の一部改正)

第4条 教育長委任規則（平成20年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>教育長に対する事務委任等に関する規則</u></p> <p><u>(委任する事務)</u></p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>争訟に関する事務</p> <p><u>(委員会の会議への報告)</u></p> <p>第2条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告をしなければならない。</p> <p><u>(1) 教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務</u></p> <p><u>各定例会の会議</u></p> <p><u>(2) 児童、生徒等の生命又は身体に</u></p>	<p>教育長<u>委任規則</u></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>争訟に関する事務</p>



現に被害が生じ、又はまさに被害の生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議

(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）

(4) 前条の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当該在職する間においては、この規則による改正後の各規則の規定は適用せず、この規則の規定による改正前の各規則の規定は、なおその効力を有する。